

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 次第

日時：令和7年2月5日（水）

午前10時00分～

場所：大和郡山市役所

4階 大会議室

1. 開会・挨拶

2. 議 題

- | | |
|---|--------|
| (1) 予算の流用について | ・・・資料1 |
| (2) 大和郡山市地域公共交通計画策定の中間報告について | ・・・資料2 |
| (3) コミュニティバスの運賃改定に向けた進捗状況及び
デマンドタクシー実証運行案の詳細について | ・・・資料3 |

3. その他

4. 閉 会

<配付資料>

会議次第、出席者名簿、座席表、資料1～3

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 出席者名簿

令和7年2月5日（水）10時00分～

大和郡山市役所4階 大会議室

所 属 団 体 名	役 職	委員氏名	出欠	代理出席者職	代理出席者氏名
大和郡山市	市長	上田 清	出		
大和郡山市自治連合会	会長	植村 俊博	出		
大和郡山市治道地区自治連合会	会長	矢邊 滋之	出		
一般社団法人 奈良県タクシー協会	専務理事	葛城 滝男	出		
公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	井上 景之	出		
奈良交通株式会社	乗合事業部 統括部長	大西 秀樹	代	乗合事業部次長	松石 康志
近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	本田 泰彦	代	運輸企画専門官	内藤 信二
奈良県県土マネジメント部リニア・地域 交通課	課長	深田 大寛	代	主任主事	竹之内 耀大
奈良県郡山土木事務所	所長	奥田 幸司	出		
郡山警察署	署長	中井 義男	代	交通課長	長谷川 善一

（順不同）

（ 事 務 局 ）

大和郡山市 総務部	部長	百嶋 芳一
大和郡山市 総務部 交通防犯対策課	課長	上谷 正博
〃	係長	源田 和弘

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 座席表

大和郡山市市長

【大会議室】

入
口

大和郡山市自治連
合会会長

一般社団法人 奈良
県タクシー協会専務
理事

奈良交通株式会社
乗合事業部
統括部長

奈良県県土マネジメ
ント部リニア・地域交
通課課長

郡山警察署署長

大和郡山市治道地
区自治連合会会長

公益社団法人 奈良
県バス協会会長

近畿運輸局奈良運
輸支局支局長

奈良県郡山土木事
務所所長

事務局

入
口

議題第 1 号

予算の流用について（報告）

このことについて、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会財務規程第 5 条第 1 項の規定に基づき以下のとおり予算の流用を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

(単位：円)

流用元	流用先	金額	理由
会議費	事務費	2,000 円	協議会開催案内等の郵送費

令和 6 年度予算

(単位：円)

科目	予算額(旧)	予算額(新)	使途
会議費	25,000	23,000	会議お茶代等
事務費	35,000	37,000	事務用品、郵送費等
事業費	13,633,000	13,633,000	地域公共交通再編に向けた基礎調査及び検討支援業務委託費
償還金	3,500,000	3,500,000	国・県補助費相当額の市への償還金
予備費	107,600	107,600	
合 計	17,300,600	17,300,600	

(参考)

■大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会財務規程

(予算の流用及び予備費の充用)

第 5 条 会長は、予算の執行上必要があると認めるときは、歳出予算の流用及び予備費の充用を行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

1. 計画の策定について

大和郡山市（以下「本市」という。）では、平成27年度に第4次総合計画が策定されたのち、立地適正化計画の策定・改定、都市計画マスタープランの改定を行い、これらの計画に基づくまちづくりを進めています。また、まちづくりの根幹として非常に重要な役割を担う交通については、**大和郡山市総合交通戦略を令和元年度に策定**し、本市が抱える交通課題の解決に努めているところです。

そのような中、近年では少子高齢化の進展や、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたライフスタイルの変化等、**地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化**しました。この結果、全国各地で交通事業者の撤退、運行路線の廃止や縮小が進んでおり、地域公共交通サービスの持続が危ぶまれるようになっていきます。

このような背景のもと、本市の地域の実情や、地域公共交通における現状を踏まえ、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築・再整理することを目的として、「**大和郡山市地域公共交通計画**」を新たに策定することとします。

2. 計画の概要

2.1 位置づけ

本計画は、**大和郡山市第4次総合計画を上位計画**として、第3次大和郡山市都市計画マスタープラン、大和郡山市立地適正化計画や**他分野の計画との整合を図りながら策定**します。また、交通分野の先行計画である**大和郡山市総合交通戦略の内容を踏まえたもの**とします。

2.2 目標年次(計画期間)

本計画は、今後5年間の本市の地域公共交通のあり方を示すものとし、令和8年度から**令和12年度までを対象期間**とします。なお、計画期間中においても、実証運行の結果等を踏まえ、計画の進捗状況の検証を適宜実施し、必要に応じて計画の改定を行うものとします。

2.3 計画の区域

本計画は、本市全域の地域公共交通のあり方を示すものとして、**市全域を対象区域**とします。

3. 計画で記載すべき内容

① 基本的な方針

- 計画が目指すべき**将来像**と、その中で**公共交通が目指すべき役割を明確化**し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。

② 計画の区域

③ 計画の目標

④ 事業・実施主体

- 目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの**全体像・具体的なサービス水準を定めます**。併せて、その実現に**必要な事業・実施主体を整理**します。

⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項

⑥ 計画期間

地域公共交通計画とは・・・

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

地域公共交通計画においては、**従来の鉄道、バスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用**することを前提に、全体のネットワークの在り方について、輸送資源を一体として検討し、活用できる地域旅客運送サービス全体の連携を強めたり、効率性を高めるための**方針や目標、事業を関係者全員でとりまとめていく**ものです。

4. 計画策定までの流れ

本市では、計画で記載すべき内容について、今後、以下の手順・スケジュールで検討を進め、**令和8年3月の策定**を目指します。

【検討フロー】

令和6年度検討

地域・公共交通の概況分析

- 本市の地域特性
- 公共交通の現状

市民ニーズの把握

- 市民アンケート
- 利用者アンケート
- WEBアンケート

まちづくりの方向性の整理

- 都市づくりに関する計画
- 交通に関する計画
- その他（健康・福祉等）

地域公共交通で向き合うべき課題

令和7年度検討

目指す将来像、基本方針等の設定

デマンド交通の実証運行
(想定)

事業及び実施主体等の整理

評価指標等の整理

地域公共交通計画（案）の作成

大和郡山市地域公共交通計画策定の中間報告について

□ 本市の特性

(1) 本市の地域特性

- ・本市は、大阪、京都、奈良方面を結ぶ**JR線2駅、近鉄線5つの鉄道駅**が立地している。
- ・人口の推移をみると、減少局面となっており、**今後も人口減少**が続くと予想される。
- ・**高齢化率は増加傾向**にあり、令和32年には46.5%まで上昇すると予想される。
- ・商業・医療・子育て等の日常生活に関係する施設が市内に整備されている。
- ・市内の移動では、**自動車利用の割合が約48%**で最も多くなっている。

(2) 公共交通等の現状

- ・鉄道、路線バス、コミュニティバスともに、**新型コロナの影響により利用者が減少**しており、利用者数はコロナ前の約8割程度となっている。
- ・市が運行するコミュニティバスについては、元気平和号で利用者が減少する一方、元気治道号で利用者が増加傾向にある等、路線による利用状況の変化がみられる。また、一部では**1週間の利用が1人未満となっている停留所も存在**する。
- ・タクシーについては、平成24年に比べ、大和郡山市が含まれる生駒交通圏の利用者が約5割まで減少している。
- ・市全体でみると、公共交通力バード人口率は約7割となっており、市**西部や中部の住宅地において交通空白地が存在**している。
- ・全国的にみると、乗務員不足を主な理由とする**路線削減の動き**が進んでいる。

(3) 市民ニーズ

① 市民

- ・高齢者では、年齢が高くなるにつれ、単独世帯の割合が高い。
- ・年齢が高くなるにつれ、免許を保有していない回答者の割合が高く、バスの利用割合が高い。
- ・**高齢を理由に移動の不自由さを感じている回答者が約35%**となっている。
- ・外出に困る回答者にとって、買物や通院など、**生活に欠かせない行動が上位**となっている。特に高齢者（65歳以上）では、通院（デイケア含む）目的による外出を増やしたい市民が多い。

② コミュニティバス利用者

- ・コミュニティバスでは、**利用者の約6割が75歳以上**となっている。
- ・コミュニティバスの利用目的については、買物や通院（デイケア含む）など、**生活に欠かせない行動が利用目的の上位**となっている。
- ・コミュニティバスに対する困りごとについて、「**利用したい時間帯に便がない**」とする回答者が約4割となっている。そのほか、「**所要時間が長い**」とする回答者が1割を上回っている。

(4) まちづくりの方向性

- ・大和郡山市第4次総合計画（後期基本計画）において、リーディングプロジェクトの1つとして「**公共交通環境の整備・充実**」を挙げている。
- ・その他の関連計画においても、都市施設整備、コンパクトシティ形成、健康福祉、環境の視点など、**まちづくりにかかる多様な観点において、地域公共交通ネットワークの充実を目指す**ことを掲げている。

□ 地域公共交通で向き合うべき課題

■ 交通弱者の移動を支える交通手段の確保

- ・コミュニティバスの再編やデマンド交通の導入により、交通空白の解消やきめ細やかなサービスの実現を図り、過度に自動車に頼らずに移動できる交通環境とする。

■ ニーズや需要に応じたサービスの再構築

- ・コミュニティバスについて、停留所の廃止基準をつくり、地域公共交通計画に盛り込むことで、将来の再編につなげていく。
- ・地域公共交通事業自体の廃止を含めた見直し時期や乗降地点等運行に関わる軽微な見直し時期を地域公共交通計画に盛り込むことで、地域公共交通総合連絡協議会で定期的に協議する。

■ 持続的なサービスの提供に向けた体制の維持

- ・あくまでも民間の公共交通の維持及び確保に努め、路線又は便数の廃止・縮小のないように、地域公共交通の整備・構築を行う。

デマンドタクシー（実証運行）案について①

運行概要(案)	
実証運行期間	令和7年10月～令和8年3月(予定)
運行日	月曜日～金曜日 (※年末年始を除く。)
運行時間	午前9時以降の乗車～午後5時までの降車 ※12時～13時は乗務員休憩のため運行はしない。
運行方法	区域運行(乗降所設置型) (居住地乗降所・公共乗降所⇄公共乗降所の運行)
車両	A・B各地区に1台ずつ(乗客定員4名の車両)
会員登録	利用前に会員登録が必要。
利用方法	事前に電話による利用予約※が必要。 ※利用日の2週間前から当日の1時間前まで受付可能。 ※予約保持できる件数は一人6件まで。
会員対象者	市民のうち、65歳以上の高齢者・障害者・妊産婦※ ※母子健康手帳を所持し、妊娠中又は出産後1年以内にある者。
非会員の利用	会員と同乗の場合のみ。以下は非会員でも利用可。 ・障害者の介助者(会員の障害者1名につき1名まで) ・小学生以下の者
運賃	通常:1人1乗車につき500円 障害者および介助者:同250円 小学生:同250円 未就学児:無料
周知	協議会で決定後、広報紙・HP等で早めの周知に努める。
その他	・予約時間に乗降所にいない場合にはキャンセルとみなす。 ・キャンセルが極端に多い、無断キャンセルが多いなど、他の利用者に無視できない影響が出る場合は、予約件数の制限や会員登録の停止などを行う。

●実証地区の選定について

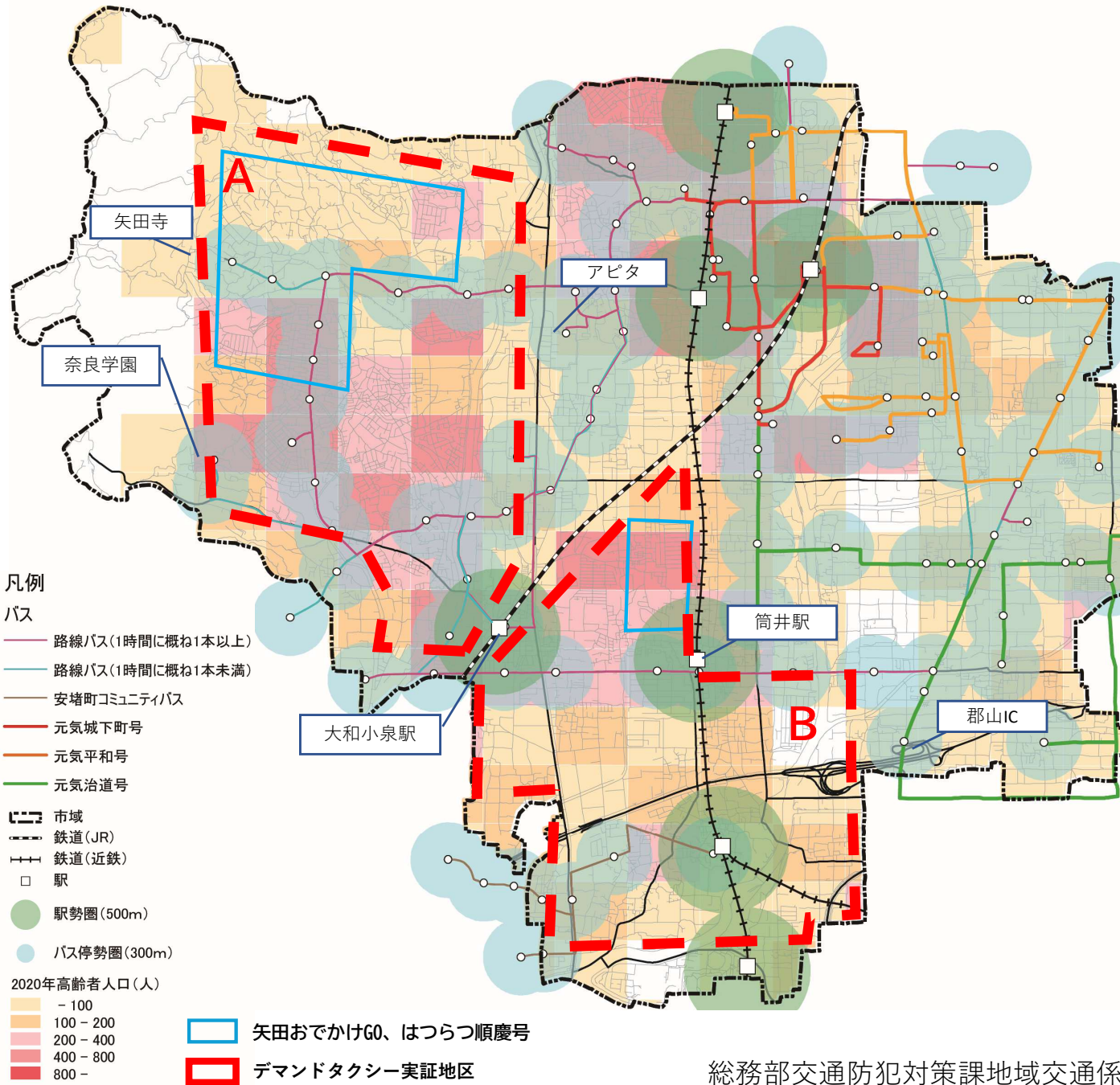
現状、既存のバス停留所300m圏でカバーされない範囲で高齢者人口が比較的多い地区に2地区設定しています。

●停留所、乗降所のカバー範囲について

民間研究によれば、高齢の方の歩行速度は毎分60mとされることが多く、徒歩5分=300mを1つの停留所等のカバー範囲としています。
同様の基準は、奈良県の報告書でも採用されています。

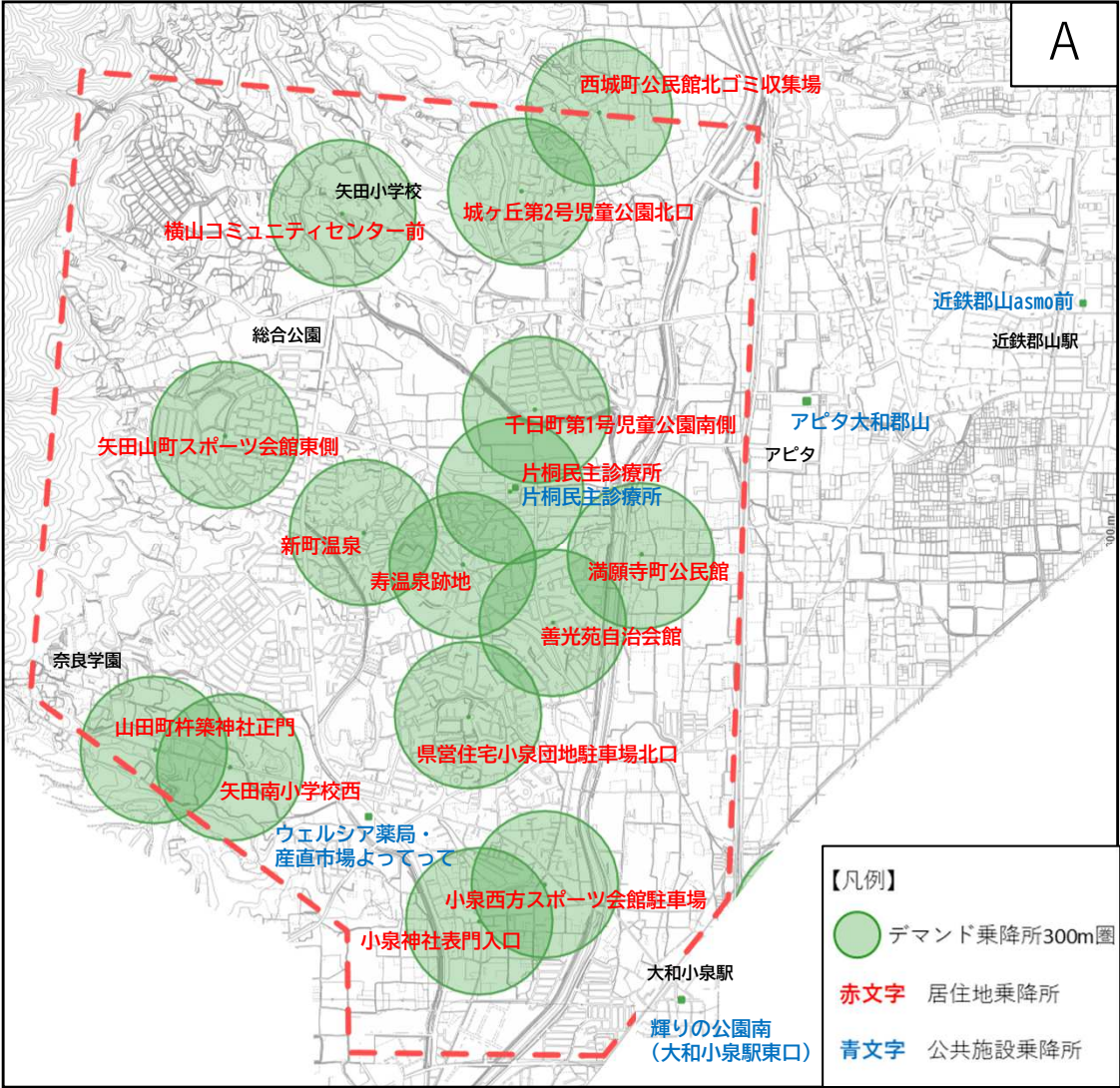
●乗降所の設置場所について

既存の公共交通事業者との共存を図るべく、原則として既存バス停300m圏外に設置を予定しています。
また、タクシー事業者との区別を目的として、乗降所の総数や目的地となる施設を設定しています。



デマンドタクシー（実証運行）案について②

居住地 15か所 公共 5か所



乗降所設置にあたり、

- ・土地所有者の同意を得ております。
- ・道路交通法に適合しております。

居住地 14か所 公共 6か所

